

今、日米安保 50 年を問う (北海道)

2009年6月23日 浅井 基文

1. 日米安保：歴史的背景及び日本と国際関係にとっての意味

(1) 旧日米安保 (1952～1960 年)

—第一条：「平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起こされた日本国における大規模の内乱及び騒じょうを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。」

—背景：米ソ（東西）冷戦の激化とアメリカの対日占領政策の 180 度の転換

—日本にとっての意味

*独立回復の代価としての安保締結（沖縄切り捨て）

*再軍備開始から始まった平和憲法に対する根本的異質物の抱え込み：解釈改憲の常態化と今日に繋がる政治的アパシー・シニシズムの源泉

「戦力＝自衛のための必要最小限度を超える実力」⇒自衛隊合憲

「戦力＝我が国がその主体になってこれに指揮権、管理権を行使しうるもの」

⇒在日米軍は憲法で禁止する戦力には当たらず

「その内容が違憲か否かの法的判断は、その条約を締結した国会の高度の政治的・自由裁量的判断」⇒日米安保条約に関する憲法判断を回避

*アメリカの対ソ（共産主義）戦略が主眼で対日防衛コミットメントは二義的

—国際関係にとっての意味：「西側陣営の一員としての日本」の固定化

(2) 日米安保 (1960 年～)

—第五条：「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事国が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。」

第六条：「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。前記の施設及び区域の使用並びに日本

国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。」

－背景：岸信介流ナショナリズムの自己主張と反基地闘争を考慮したアメリカの対応

－日本にとっての意味

*60～80年代を通じた日米安保をめぐる硬直した保革対決構造と高度経済成長路線・国民意識の保守化傾向

*国際的条件の変化（後述）の下での解釈改憲の進行

「武力行使を目的で自衛隊を海外に派遣する」⇒違憲の海外派兵と合憲の海外派遣とを区別⇒PKO派遣

「武力行使と一体化する」⇒集団的自衛権の行使として違憲の後方支援と集団的自衛権行使には当たらない合憲の後方支援とを区別⇒アフガニスタンでの戦争における海上自衛隊の洋上支援

*90年代に入ってから「軍事的国際貢献」論・「国連中心主義」論・「普通の国家」論を通じた保守攻勢と革新派の守勢化：日米軍事同盟の変質・強化への国内的条件醸成

－国際関係にとっての意味

*アメリカの国力の相対的低下：対日軍事要求エスカレーションの契機

*湾岸戦争（1990～1991年）でアメリカが認識した日本の戦略的重要性

*朝鮮「核疑惑」（1993～1994年）で明らかになったアメリカにとっての日米安保の「不完全性」（⇒1994年11月のナイ・イニシアティヴ&1997年9月の新ガイドライン）

（3）有事法制及び「2+2」による日米軍事同盟の変質強化

（イ）有事法制と「2+2」合意文書

－武力攻撃事態対処法（2003年）

第一条（目的）：「この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。」

第二条（定義）：「この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。」

一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

七 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

第三条(武力攻撃事態等への対処に関する基本理念)4 : 「武力攻撃事態等への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続きの下に行われなければならない。この場合において、日本国憲法第十四条(法の下での平等)、第十八条(奴隷的拘束及び苦役からの自由)、第十九条(思想及び良心の自由)、第二十一条(集会・結社・表現の自由、通信の秘密)その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

(注) 政府は、国会答弁において、「武力攻撃事態への対処のために国民の自由と権利に制限が加えられるとしても、国及び国民の安全を保つという高度の公共の福祉のため、合理的な範囲と判断される限りにおいては、その制限は憲法第十三条等に反するものではない」(2002年7月24日 「武力攻撃事態における憲法で保障している国民の自由と権利について」)としている。

一 国民保護法 (2004年)

第一条(目的) : 「この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(武力攻撃事態対処法)と相まって、国全体として万全の態

勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。」

一 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（対米軍事支援法 2004年）

第二条(定義)：「この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

五 行動関連措置 武力攻撃事態等において、合衆国軍隊の行動…が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置であって、対処基本方針…に基づき、自衛隊その他の指定行政機関…が実施するものをいう。

第五条(地方公共団体及び事業者の責務)：「地方公共団体及び事業者は、指定行政機関から行動関連措置に関し協力を要請されたときは、その要請に応じるよう努めるものとする。

第十五条(土地の使用等)：「内閣総理大臣は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊の用に供するため土地又は家屋…を緊急に必要とする場合において、その土地等を合衆国軍隊の用に供することが適正かつ合理的であり、かつ、武力攻撃を排除する上で不可欠であると認めるときは、その告示して定めた地域内に限り、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法…の規定にかかわらず、期間を定めて、当該土地等を使用することができる。

2 前項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件(家屋を除く。以下「立木等」という。)が合衆国軍隊の行動の実施の妨げとなると認められるときは、内閣総理大臣は、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認められるときは、当該立木等を処分することができる。

3 第一項の規定により家屋を使用する場合において、合衆国軍隊の行動の実施のためやむを得ない必要があると認められるときは、内閣総理大臣は、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更することができる。」

一 「日米同盟：未来のための変革と再編」（「中間報告」。2005年10月29日）

* 世界をにらんだ日米軍事同盟

** 「日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、日本の安全とアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎」

** 「同盟に基づいた緊密かつ協力的な関係は、世界における課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしており、安全保障環境の変化に応じて発展しなければならない」

*対中（北朝鮮）軍事同盟としての性格強調

**「閣僚は、アジア太平洋地域において不透明性や不確実性を生み出す課題が引き続き存在していることを改めて強調し、地域における軍事力の近代化に注意を払う必要があることを強調した。この文脈で、双方は、2005年2月19日の共同発表において確認された地域及び世界における共通の戦略目標を追求するために緊密に協力するとのコミットメントを改めて強調した」

「米国は、日本の防衛のため、及び、周辺事態を抑止し、これに対応するため、前方展開兵力を維持し、必要に応じて兵力を増強する」

「周辺事態が日本に対する攻撃に波及する可能性のある場合、又は、両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るよう、日本の防衛及び周辺事態への対応に際しての日米の活動は整合を図るものとする」

*日本全土の米軍への提供

「日本は、米軍のための施設・区域を含めた接受国支援を引き続き提供する。また、日本は、日本の有事法制に基づく支援を含め、米軍の活動に対して、事態の進展に応じて切れ目のない支援を提供するための適切な措置をとる」

「(共同作戦計画)の検討作業は、空港及び港湾を含む日本の施設を自衛隊及び米軍が緊急事に使用するための基礎が強化された日本の有事法制を反映するものとなる。双方は、この検討作業を拡大することとし、そのために、検討作業により具体性を持たせ、関連政府機関及び地方当局と緊密に調整し、2国間の枠組みや計画手法を向上させ、一般及び自衛隊の飛行場及び港湾の詳細な調査を実施し、2国間演習プログラムを強化することを通じて検討作業を確認する」

ーブッシュ・小泉共同声明(2006年6月29日)

*「総理大臣及び大統領は、双方が就任して以来日米の安全保障関係において達成された著しい進展を歓迎した。日米の安全保障協力は、弾道ミサイル防衛協力や日本における有事法制の整備によって、深化してきた。」

*「両首脳は、2005年2月の共通戦略目標の策定や、日米同盟を将来に向けて変革する画期的な諸合意が行われたことを歓迎した。米軍及び自衛隊の過去数十年間で最も重要な再編をはじめとして、これらの合意は歴史的な前進であり、米軍のプレゼンスをより持続的かつ効果的にするものである。同時に、変化する安全保障環境において、日米同盟が様々な課題に対処するために必要とする能力を確保するものである。両首脳はまた、これらの合意の完全かつ迅速な実施が、日米両国にとってのみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとっても必要であることについて一致した。」

ーブッシュ・小泉による軍事協力を最高度に評価する第2アーミテージ報告

*アメリカが9.11事件にぶつかったとき、「ブッシュ大統領と小泉首相は、前

例のない個人的及び戦略的なパートナーシップを確立した」(p.2)

* 「小泉首相のリーダーシップと政治的意思によって、日本の世界的地位は大いに高まった」(pp.18-19)

* 「日本の新しい指導層は、より活動的な安全保障上及び外交上の役割を主張し、日本の国際システムにおける比重を高めようとしている。アメリカは、自信があり、このように行動する日本を必要としている」(p.15)

* 「国際の安定と安全のために、日本がもっと積極的な役割を担うように励まさないとしたら、国際社会は日本の持てる最高の潜在能力を否定することになる。しかし、アメリカが日本の国民感情に合致するように日本に対して戦略的に高い期待を持つことによって、日本は、民主的価値に基づくリーダーシップが何を意味するかについて、アジアにおいて力強いモデルとなることであろう」(同)

(ロ) 背景

ーブッシュ政権の「対テロ戦略」・先制攻撃戦略の発動とブッシュ・小泉路線の推進

(ハ) 日本にとっての意味

ー解釈改憲の行き着く先

「戦闘地域か非戦闘地域か」⇒武力行使しないから憲法違反とならない非戦闘地域での活動⇒イラクへの自衛隊派遣

ー日米安保の質的変質：条約改定手続きによりえない違憲の国内法による目的実現

ー保守政治による武力行使正当化のためのさらなる模索

* 集団的自衛権行使の主張の虚実

** 「集団的自衛権」とは？

** 台湾海峡有事、朝鮮半島有事には成り立たない集団的自衛権行使の論理

* 憲法「改正」に対する執着：米英同盟並みの日米同盟を実現する方途として

(ニ) 国際関係にとっての意味

ー世界の平和と安定に対する脅威を構成する日米軍事同盟

* 地域的同盟から世界規模の同盟へ

* 抑止型同盟から攻撃型同盟へ

ー伝統的軍事同盟関係のあり方を問い直さずにはすまない 21 世紀国際社会

* 21 世紀の人類史的課題

** 人権・民主の世界的実現

** 「力による」平和観の支配から「力によらない」平和観の支配への移行

* 日本国憲法の人類的・国際的意義：日米軍事同盟の清算こそが求められている

(4) オバマ政権と日米同盟

ーオバマ大統領の政策アジェンダ

＜アジアにおいて新しいパートナーシップを探求すること＞（「対外政策」の項目

での言及)

「オバマとバイデンは、二国間の協定、時折開かれるサミット、そして北朝鮮に関する 6 者協議のような特別の取り決めを超えたより効果的な枠組みをアジアで作る。彼らは、日本、韓国及びオーストラリアなどの同盟国との強力な結びつきを維持する。安定と繁栄を促進しうるインフラを東アジアの国々と樹立するようにする。中国が国際ルールに従って行動するようにする。」

＜共通の安全保障上の挑戦に対処するための同盟国の関与＞（「防衛」の項目での言及)

「アフガニスタン、国土防衛、反テロリズムのごとき共通の安全保障上の関心事を含め、NATO のような伝統的同盟関係を変質強化しなければならない。オバマとバイデンは、同盟関係を更新し、同盟国が共通の安全保障に公正な分担を行うことを確保する。」

ークリントン国務長官の米上院での発言（1月13日）

「スマート・パワーにおいては、伝統的な同盟を活性化し、新しい同盟を形成するために、友好国及び敵対国の双方に手をさしのべることを必要としている。つまり、NATO のパートナー及びアジアの同盟国を中心に、時間のテストを経た同盟関係を強化する。日本との同盟は、アメリカのアジア政策の基礎であり、アジア太平洋地域の平和と安定を維持する上で不可欠であり、共通する価値と相互の利益に立脚している。…

中国は、世界の情景を変化させつつあるアクターとして決定的に重要である。我々は、中国との間で積極的かつ協力的な関係を望んでいる。我々は、多くの課題において双方の結びつきを深め、強化するし、根強い違いについては率直に取り組む。しかし、これは一方的な努力ではない。我々がする多くのことは、中国が自らの将来及び対外的に行う選択に左右されるだろう。

ロシアと中国の間では、テロリズム、拡散、気候変動、金融市場の改革など、死活的な安全保障及び経済問題で協力するべきだ。」

ーペリー・シュレジンジャー委員会報告の強い影響力

*ペリー・シュレジンジャー報告とは？

*核兵器廃絶の否定：「地球規模で核兵器を廃絶することを可能にする条件は今日存在しない。その条件が創造されるためには、世界政治秩序の根本的変質が求められるだろう」

*同盟国（なかんずく日本）の強い要請に応じる拡大抑止強調

*中国及びロシアに対する根強い警戒感

2. 日本に対する軍事的脅威は存在するか

(1)「北朝鮮脅威」論再考

(イ) 最近の脅威論を検証する：今日の緊張（朝鮮の「暴走」）を生み出した直接的原因

- －「対話重視」路線を掲げた大統領就任までのオバマ氏
 - * 軍事突出のブッシュ政治に対する批判的姿勢
 - * アメリカの優位を前提にした権力政治的発想：現実主義的理想主義
- －そのオバマ氏に一定の期待感を持って見守った金正日国防委員長
 - * オバマ陣営にはせ参じたクリントン政権期の朝鮮通ブレイン
 - * 朝鮮通の訪朝による一定の意思疎通
- －内政（経済問題）に忙殺されて外交上の余力を欠いているオバマ大統領
 - * 100年に一度といわれる経済危機：最大公約（教育・医療）もまだ手つかず
 - * アフガニスタン・パキスタンにおける「オバマの戦争」
- －外交上の優先順位に差をつけられた朝鮮問題
 - * 前政権までの対朝鮮政策（米韓・米日軍事演習）を踏襲しているオバマ政権
 - * イラン・中東問題「重視」と朝鮮問題「軽視」の現実：対イラン政策の一環として扱われる朝鮮の核問題
 - * 核兵器廃絶を大上段に振りかざしたオバマ大統領にとって不愉快な朝鮮問題
 - * アジア問題に関して冷静なアドバイスを行う同盟国・友好国の欠如
- －朝鮮の人工衛星発射（4月5日）
 - * 金正日国防委員長の目的
 - * オバマ大統領の認識：プラハ演説ににじみ出た朝鮮に対する反感
 - * 突出していた日本の過剰反応とオバマ政権の安易な同調
- －国連安保理議長声明
 - * 声明の客観的不当性
 - * 不可解な中口の対応
 - * 人工衛星及び安保理議長声明へのオバマ政権の対応に激怒したに違いない金正日国防委員長
- －朝鮮の第2回核実験（5月25日）
 - * 「挑発」？：以上の経緯を正確に踏まえれば…
 - * 金正日国防委員長の対米メッセージ
 - * 「挑戦」と受け止めてしまったオバマ大統領の態度硬化
 - * 対イラン政策を考えながら対朝鮮政策を考えるオバマ政権（前出）
 - * オバマ政権を突き上げる日本と韓国：イラン問題にかかわる英仏独との違い
 - * 必死に軟着陸先を求める中国
 - * 安保理決議がもつ意味
- －今後の展開の可能性
 - * 憂慮される緊張激化要因の増大：歯止めがかからない事態に発展する危険性
 - ** 韓国の PSI 参加決定（対朝鮮対決姿勢のいっそうの明確化）とオバマ政権の

歓迎姿勢：南北武力衝突の危険性の増大

**対敵基地攻撃論の台頭に代表される日本の異常を極める動きとこれに断固とした対応を示さないオバマ政権：南北武力衝突の推移如何では周辺事態と認定される可能性も

**オバマ政権における対朝鮮強硬派の発言力増大

**中ロが安保理議長声明の時のように重大な判断ミスを犯す危険性

**金正日国防委員長には軍事的対抗・エスカレーション以外の選択肢はない

*期待される緊張要因除去への努力：原状（2009年当初の状況）回復の可能性

**中国がオバマ政権の対朝鮮対決路線を対話路線に転換させる説得力を発揮すること

**オバマ政権における朝鮮問題の優先順位引き上げの必要性に関する認識と強硬路線が朝鮮には効かないこと（米朝直接対話に応じる以外の道はないこと）への認識の深まり（具体的には「交渉派」の登用）

(ロ) 「北朝鮮脅威」論の虚構性と日米の真の狙い

－脅威論の虚構性

*アメリカの戦争シナリオに朝鮮が先手をとって始まる戦争の筋書きはない

*1941年の日本と2009年の朝鮮との決定的相違：核兵器の存在の有無

*他者感覚を持つことの勧め

**他者感覚とは

**外交実務経験を経て確信を持つ他者感覚の重要性

**金正日国防委員長の思考にできる限り接近する必要性

①巨象（アメリカ）・ライオン（日本）・虎（韓国）の前のハリネズミ（朝鮮）

②自国の国家的生存と民族的自尊心（主体思想）

③行動対行動：対外政策の基本原則

④国内問題：老い、後継・体制維持、経済

－日米の真の狙い：「敵は本能寺にあり」

(2) 「中国脅威」論

(イ) 根強い対中警戒感を共有するアメリカと日本：その内実

－アメリカの警戒感：価値観・体制の相違；アメリカに拮抗する大国；台湾問題

－日本の警戒感：アジアにおけるライバル意識；複雑な歴史的背景；台湾問題

(ロ) アメリカの対中戦争シナリオ：台湾有事

－アメリカにとって日本が軍事的に不可欠である一つの根本的理由

－台湾有事が「周辺事態」（したがって有事法制発動の引き金）になる日本

(ハ) 戦略的思考が働く余地があるアメリカと戦略的思考が欠如している日本の政治

3. 憲法9条の21世紀的意義

(1) 国際的に恵まれた利点：日本国憲法という座標軸を出発点にできる日本の私たち

- －平和憲法・第9条のよって立つ根拠
 - *2度と戦争をしないという不戦の誓い（国際公約）
 - *原爆体験に基礎を置く非核・反戦の思想
 - *人間の尊厳を最重視する「力によらない」平和観
- －21世紀の人類の歩むべき方向性（1.（3）（二）参照）を指し示す先駆性
 - *人権・民主と「力によらない」平和観を両輪とする日本国憲法
 - *人類の歩みに対して基本的方向性を提起している憲法前文と第25条を含む人権条項

(2) 私たちが日本を動かして21世紀の人类的課題に率先して取り組むことを可能にする条件

- －核廃絶の先頭に立つ使命と責任
 - *アメリカの原爆投下責任を問いたす：このことなくして、アメリカをして核抑止肯定論を最終的に断念させることはできない
 - **二重基準をとってきた日本の戦後保守政治の重大な責任
 - **日本が本気になることによるのみアメリカの核政策の根本的転換を導くことが可能となる
 - *核兵器につながり、放射能被害をもたらす原子力発電を清算する必要性
 - *オバマ頼みではなく、オバマをさらに突き動かす日本（広島・長崎）の主張を
 - *朝鮮半島の非核化（既出参照）
- －大国であること（経済力、科学技術力、人的資源）
 - *「大国」論は事実認識の問題であって価値判断の問題ではない
 - *国際関係において大国が担う客観的役割：過去の大国が軍事的覇権に走った事実を認めた上で、平和憲法に基礎をおく平和大国・日本の担いうる国際的役割を認識する
 - *私たちがその気になりさえすれば、アメリカに根本的変化を促す力量を備えていること
 - **「旧思考」（北朝鮮脅威論・中国脅威論）を清算し、日米同盟を清算し、アジアのなかの日本という立ち位置を明確にする
 - **経済大国・日本が新自由主義を清算することは、アメリカに政策転換を強いる巨大な力となる

4. 私たちが克服すべき課題

(1) 日本という国家の国際的重みを正確に理解し、健全な国家観を育むこと

- －日本が自らのアタマで考え、自らのコトバで発言し、自らのアシで行動すれば、国際的に大きな影響を持つ：なぜ、中国、インド、ベネズエラ、ブラジル、キュー

- ーバ等々ができていることを、日本だけができないのかを理解するカギ
- ー自公政治（戦後保守政治）の下での日本が国際的に軽んじられるのは、アメリカに対する徹底した追随のため（日本はアメリカの代弁者と見極められている）：朝鮮「制裁決議」の経緯が再び明らかにした主体性のある中国と主体性のない日本に対するアメリカの対応の違い
- ー健全な国家観を育むという課題：21世紀も引き続き国家が主体の国際社会である以上、「国家を個人の上に置く」国家観ではなく、「個人を国家の上に置く」国家観をはぐくむことができるかどうかは私たちにとっての重要な課題となる（健全な国家観なくして、私たちが国際社会と関わる本質的すべはない）
- ー私たちが健全な国家観・ナショナリズムを育むことを妨げられた歴史的要素という問題
 - * 「過去を水に流す」ことを美風とする日本人特有の傾向
 - ** 「歴史を忘れるものは、その歴史を繰り返す」とは、古今東西を通じての鉄則であることを、私たちは謙虚に受け入れられない
 - ** 近年の新自由主義史観の跋扈：過去への居直り
 - * 敗戦に際して、過去と決別する機会が妨げられた
 - ** 真の戦争責任者に対する断罪が中途半端にさせられたこと
 - ** 昭和天皇を筆頭とする戦争犯罪者の居座り
 - ** 民主国家への生まれ変わりが妨げられたこと（「仏作って魂入れず」）
 - * 「古い国家」の否定感情が「国家」「ナショナリズム」そのものを否定する意識につながった
 - ** 日本国憲法は「個人を国家の上におく」国家観・ナショナリズムを指し示していることに対する認識が育まれなかった（私たちの側における国家観・ナショナリズムの欠落）：国際化・相互依存の国際環境に対する積極的対応が妨げられた
 - ** 「国家」観・ナショナリズムを保守政治に独占させた：1990年代以後の国家としての対応が問われたときに、古い国家観・ナショナリズムが再び自己主張することを可能にしてしまった
- ー日本が大国であることに対する違和感という問題
 - * 「大国は国際関係において必然的に中小国以上の責任を負わなければならない」ことに対する認識不足
 - ** 「日本が大国である」という事実認識の問題を、「大国主義」云々の価値判断の問題と混同する傾向が私たちの側において今なお強いという問題
 - ** 国際関係のあり方に対する常識的理解をも拒否する心理につながる

- * 大国化とともに、「国民は国家を通じて国際社会にどうかかわるか」という切実な課題が提起されたのに、私達の主体的な認識が追いつかないままできている（国際観の未成熟）
- ** 国家観が備わっていなければ、「国家をして国際社会にどうかかわらせるか」という発想は生まれるべくもない
- ** 大国に対する国際的期待・注目は、中小国に対する以上のものになるという必然性があることへの認識の欠落
- 「国家を個人の上におく」国家観・ナショナリズムに代わる「個人を国家の上におく」国家観・ナショナリズムは未成熟なまま（人間の尊厳・人権・民主の未定着）という問題
- * 自民党新憲法草案第 12 条&第 13 条の危険性（「公益及び公の秩序」）に対する関心・注目度の低さ
- ** 「公益及び公の秩序」：「国益及び国家の安全」の代名詞
- ** 「公共の福祉」→「公益及び公の秩序」：「個人を国家の上におく」国家観・ナショナリズム→「国家を個人の上におく」国家観・ナショナリズム
- * 日本が人権・民主主義を真に我がものにするためには、「個人を国家の上におく」国家観・ナショナリズムを我がものにするのが不可欠の課題となっている

(2) 曖昧な平和観を鍛える

- 「力によらない」平和観（第 9 条）のなし崩し的空洞化に正面から克服する努力が足りなかったという問題
- * 戦争責任（「力による」平和観がもたらした結果）に対する不徹底な追及
- ** 昭和天皇の戦争責任が不問にされたこと及びその後遺症の大きさに対する国民的自覚が育っていない
- ** 侵略・植民地支配の国家としての清算責任という自覚も妨げられたこと
- * 「独立回復」が持ちこんだ二つの問題
- ** 沖縄の米軍統治：沖縄の犠牲において「反戦平和」を享受してきた本土
- ** 日米安保条約：日本国憲法とは両立し得ない存在であることがいつの間にか忘れさせられてきた
- * アメリカの戦争における基地としての役割を担い続けてきたこと
- ** 日本は直接手を出さなかったけれども、米軍に基地を提供することによって、間接的には加害者であったことが忘れられている
- ** 沖縄に負担を押し付けてきたことが反省されていない
- * ヒロシマ・ナガサキを否定する対米核抑止政策へのコミットメント
- ** 非核 3 原則の空洞化
- ** 「究極的」核廃絶論の忍び込み

- *繰り返されてきた第9条「解釈改憲」(前出)
- 90年代以後の保守攻勢に対して受け身になってしまったという問題
 - *米ソ冷戦後の国際情勢(アメリカの支配)に主体的に対応し得なかったこと
 - **「ソ連の崩壊＝社会主義の敗北＝資本主義の勝利＝アメリカの勝利」という短絡的受け止め方の支配
 - **アメリカ主導の新自由主義(市場原理至上主義)・グローバリゼーション神話への屈服
 - *「軍事的国際貢献」論に対して有効な反撃を行えなかったこと
 - **イラクの対クウェート侵略(それ自体は国連憲章違反)という事実が目が覆われて、その事態に対する軍事的対応一本槍のアメリカに対して、平和憲法を持つ日本独自の対応に関する積極的提言をすることができなかった
 - **初動において受け身に立たされたことが、後々まで尾を引く結果をもたらした
 - *「国連中心主義」の変質に対して効果的に対応できなかったこと
 - **かつての国連中心主義は、米ソ対立下で軍事的措置を基本的に考えられなかった国連が、非軍事分野で平和努力を行っていたその方向性が、日本国憲法の立場と合致していたゆえに、私たちの側が積極的に唱えていたもの
 - **1990年代以後の「国連中心主義」は、今やアメリカ指導の下で軍事措置にも積極的になった国連を前提にして、その国連に対する軍事面での協力を主張するもので、平和憲法の立場とは背馳することを、私たちは協力に主張することをためらってしまった
 - *「1国平和主義」の「汚名」をまともにかぶってしまったこと
 - **かつて1国平和主義は、外交・安全保障はアメリカに委ねて、自国のことのみを追求していた保守政治の代名詞
 - **1990年代以後は、軍事的国際貢献に反対するが、それに代わる非軍事の国際的関わり方を積極的に提起し得なかった私たちを揶揄することば
- *先制攻撃に対する協力を「国際協調」として正当化する動きへの無反応
- 曖昧な平和観を具体的に考える
 - *「9条があったからこれまでの日本は平和であれた」？
 - **沖縄の人々の置かれてきた状況を忘れた本土人の自己欺瞞的平和観
 - **日本から出撃した米軍の攻撃にさらされた朝鮮、ヴェトナム、イラク等々の国々の人々には到底納得されない日本人の他者感覚の欠落した平和観
 - **有事法制、国民保護計画の下で戦争動員体制の中に組み込まれてしまった自分自身を認識できていない深刻なまでの平和観
 - *「日本を攻めてくるものに対して身構えるのはやむを得ない」？
 - **「天動説的」国際観を克服し、「地動説」国際観を我がものにしよう

- **9 条をないがしろにする日米軍事同盟こそが世界の平和と安定に対する最大の脅威であることを認識すること（天動説を抜け出し、地動説を我がものにする）が最初の第一歩
- **「北朝鮮脅威」論も「中国脅威」論も、日米軍事同盟の侵略的本質を覆い隠すためのためにする議論：米日軍事同盟に脅威を感じ、身構えることを余儀なくされているのは朝鮮、中国
- *「拉致問題」があるから、「朝鮮半島の非核化」を論じにくい？
 - **「拉致問題」に関する日本国内の議論のあり方を正す必要
 - ① 国交正常化の精神と原則は平壤宣言で決められている
 - ② 「日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないように適切な措置をとることを確認した」（第3項）が「拉致問題」に関わる内容のすべて：朝鮮は、その後「拉致」を行っていない以上、平壤宣言の約束を履行している
 - ③ 拉致被害者で、生存しかつ帰国を希望する者の扱いは、国交正常化交渉とは別の外交問題として処理するべきもの
 - ④ 「拉致問題（ここで意味されているのはまさに「拉致被害者で、生存しかつ帰国を希望する者」のこと）の解決なくして日朝国交正常化なし」とする日本側立論は成り立つ余地がない
 - **「朝鮮半島の非核化」の実現のために日本は全力投球するべきであり、いわゆる「拉致問題」によって私たちが口をつぐむようなことがあってはならないし、核兵器廃絶を希求する日本は6者協議に率先して取り組み、推進するべき立場にある（20万トンの重油提供義務を、「拉致問題」を口実にして履行しないようなことは許されない）
- *人間の尊厳を座標軸に据えた「力によらない」平和観をはぐくむ